

## 旭区保健福祉センターにおける保健関係窓口業務等会計年度任用職員要綱

制定 令和5年4月1日

### (目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、旭区保健福祉センターにおける保健関係窓口業務等会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (任用及び選考方法)

第2条 会計年度任用職員は、次の各のいずれかに該当する者の中から、筆記試験及び口述試験の内容を総合的に勘案して任用する。

- (1) 窓口・電話等による相談業務・受付業務・連絡調整業務等の従事経験を有する者、もしくは同等の経験を有する者
- (2) パソコン(ワード、エクセル等)の基本操作が出来る者
- (3) 前各号に準ずる者であって、第3条に規定する業務を遂行するに必要な知識及び能力を有する者

### (業務内容)

第3条 会計年度任用職員は次の業務に従事するものとする。

- (1) 保健衛生業務の窓口業務  
母子健康手帳の交付・転出手手続き、各種医療費助成申請、医療法業務・各種免許交付申請、病院・診療所等の改廃・改正届等、感染症対策等の窓口業務及び会計収入業務
- (2) 狂犬病予防法の窓口業務 狂犬病予防法関係の申請手数料に関する会計収入業務

### (雇用期間)

第4条 雇用期間は1年以内とする。

### (再度の任用)

第5条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断し、2回まで任用できるものとする。

### (勤務時間等)

第6条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

なお、主管課長は、業務の性質その他の事由によりこの規定により難いときは、休日及び勤務時間を別に定めることができる。

#### (1) 勤務日数

1日 7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日

(2) 勤務時間

午前9時00分～午後5時15分

(3) 休憩時間

45分

(4) 休日

(ア) 日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日のうち本市が定める曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）。

(休日勤務)

第7条 主管課長は、前項の規定にかかわらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

また、休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の前日から当該休日の6日前まで又は当該休日の翌日から当該休日の6日後までの期間にある日を振り替えるべき休日として指定し、勤務時間は必ず週30時間を超えないものとする。

(実施細目)

第8条 その他必要な事項は、旭区長が定める。

附則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年4月1日（以下、「施行日」という。）以降の任用にかかる事務手続き等は、施行日以前であっても本規定を適用する。